

[平成22年3月3日時点版]

6次産業化法案Q & A（未定稿）

農林水産省生産局

【1 総合化事業について】

1-①「総合化事業」の内容を具体的に教えてください。

- 1 農林漁業者等が自ら生産した農林水産物や副産物を用いて、自分自身で新たに商品の加工・製造や消費者や事業者へ直接販売することで、付加価値を向上させて、経営の改善を図ることです。
- 2 例えば、これまで生産だけ行い、農協・漁協や市場に販売委託してきた農林漁業者やその集団などが、自分自身で加工品を製造して販売したり、直売所を開設したり、小売店や外食産業に直接販売することで、売上げを増大させ、結果として、農林漁業経営の改善に結びつけようとする取組が該当します。

1-②総合化事業計画の申請を単独又は共同で行うことができる「農林漁業者等」の範囲を具体的に教えてください。

- 1 農業者、林業者、漁業者個人はもとより、これらの方々が組織する法人や団体も含まれます。また、法人や団体の場合は、法人格の有無や法人の形態についての制限は設けていないため、株式会社、協同組合組織、NPO法人、任意団体等といった幅広い組織形態が対象となります。
- 2 法人や団体の場合、必ずしも農林漁業者だけで構成される必要はなく、加工・販売のノウハウを有する異業種の方が参画することも可能ですが、農林漁業者が経営等の意思決定権を持っていることが条件となります。

1-③総合化事業計画における「促進事業者」の位置付けや範囲を具体的に教えてください。

- 1 総合化事業に取り組む農林漁業者等に対して、新たな方法や技術の導入を支援するなどにより、その総合化事業の円滑な実施に協力することです。
- 2 例えば、
 - ① 加工や販売のノウハウを提供するコンサルタントやアドバイザー
 - ② 新技術や新品種等を提供する民間事業者
 - ③ 農林水産物や加工品を直接買い取る中間事業者
 - ④ 事業計画の実践に必要な農林水産物等を提供する等により計画を作成する者に協力する農林漁業者などが含まれます。

- 3 また、この「促進事業者」となり得る主体は、業種のいかんを問わず、個人、法人、団体のいずれでも可能であり、さらに、法人や団体の場合でも、法人格の有無や法人の形態についての制限は設けていないため、株式会社、協同組合組織、NPO法人、任意団体等といった幅広い組織形態が対象となります。

【2 研究開発・成果利用事業について】

2-①「研究開発・成果利用事業」を具体的に教えてください。

- 1 農林漁業者等による加工又は販売への進出に特に資する技術やノウハウについて、
 - ① その研究開発を行う取組
 - ② 新規又は既存の研究開発の成果を利用する取組のことです。

- 2 研究開発としては、例えば、
 - ① 加工適性の高い品種の育成
 - ② 農林漁業者等が導入しやすい簡易なバイオスマテリアル製造機の開発などが含まれます。

- 3 また、成果の利用としては、例えば、
 - ① おからの品質低下防止技術を利用して、おからを原料とするクッキーを製造する機械の導入
 - ② 農林漁業者等による加工や販売の取組に活用することも可能な電力を、これまでの研究成果を利用して小水力発電や太陽光発電により供給する事業の実施などが含まれます。

2-②研究開発・成果利用事業計画の申請ができる者を具体的に教えてください。

- 1 農林漁業者等による加工又は販売への進出に特に資する研究開発又はその成果の利用を行う者であれば、業種のいかんを問わず、個人、法人、団体のいずれでも、単独又は共同して申請することができます。また、法人や団体の場合は、法人格の有無や法人の形態についての制限は設けていないため、株式会社、協同組合組織、NPO法人、任意団体等といった幅広い組織形態が対象となります。

- 2 例えば、
 - ① バイオマスを効率的にエネルギーに転換する技術を開発する企業
 - ② 地域特産物の機能性成分を抽出する新技術を開発する事業協同組合
 - ③ 契約取引で安定供給するための鮮度保持技術を開発する大学等の研究機関
 - ④ イチゴもぎ取り園に温泉熱を利用した加温システムを導入する農業法人などが含まれます。

2-③「研究開発」と「成果の利用」は同時に取り組まなければならないのですか。

「研究開発」と「成果の利用」を同時に取り組む必要はありません。「研究開発」と「成果の利用」のそれぞれについて、個別に取り組むことが可能です。

2-④「研究開発」と「成果の利用」は同一の者でなければいけないのですか。

同一の者である必要はありません。成果の利用を行う者は、他者の研究成果や過去の研究成果を用いることも可能です。(ただし、別途、特許権の利用許諾等他法令によって必要となる手続きは取る必要があります。)

【3 支援対象の範囲について】

3-①農林水産物等の輸出の取組は支援対象になるのですか。

例えば、農林漁業者等が、自ら生産した農林水産物等やその加工品を新たに国内の輸出業者又は海外のバイヤーに直接販売する取組は、総合化事業の対象となりますので、事業計画の認定を受けた場合は、支援措置の適用を受けることが可能となります。

3-②農林水産物等からの抽出物を含んだ化粧品の製造は支援対象になるのですか。

例えば、農林漁業者等が、自ら生産した農林水産物やバイオマス等からの抽出物を活用して、食品以外の化粧品などの新商品を製造する取組は、総合化事業の対象となりますので、事業計画の認定を受けた場合は、支援措置の適用を受けることが可能となります。

3-③小水力発電を行う取組はこの法案の対象になり得るのですか。

- 1 例えば、農林漁業者等による加工又は販売の取組を促進するために、①農林漁業者等が自ら、又は、②促進事業者が、小水力発電を行う取組は、総合化事業の対象となります。
- 2 また、例えば、農林漁業者等による加工又は販売への進出の取組に活用することも可能なものとして、これまでの研究開発の成果を利用し、小水力発電のシステムを導入する取組は、研究開発・成果利用事業の対象となります。

3-④太陽光発電を行う取組はこの法案の対象になり得るのですか。

- 1 例えば、農林漁業者等による加工又は販売の取組を促進するために、①農林漁業者等が自ら、又は、②促進事業者が太陽光発電を行う取組は、総合化事業の対象となります。
- 2 また、例えば、農林漁業者等による加工又は販売への進出の取組に活用することも可能なものとして、これまでの研究開発の成果を利用し、太陽光発電のシステムを導入する取組は、研究開発・成果利用事業の対象となります。

3-⑤植物工場で野菜等を栽培する取組はこの法案の対象になり得るのですか。

- 1 植物工場で野菜等を栽培する者は、これを非農地で行う場合であっても農業者という位置付けになります。
- 2 したがって、例えば、農業者が加工又は販売に進出する取組の一環として植物工場を設置運営する取組は、総合化事業の対象となります。
- 3 また、例えば、農林漁業者等による加工又は販売への進出の取組に活用することも可能なものとして、これまでの研究開発の成果を利用し、植物工場のシステムを導入する取組は、研究開発・成果利用事業の対象となります。

3-⑥鮮度保持技術開発の取組はこの法案の対象となり得るのですか。

- 1 例えば、農林漁業者等による加工又は販売への進出の取組に資することを目的として、品質管理の方法の高度化に結びつく鮮度保持（例：CAS冷凍（鮮度保持急速冷凍技術））等販売の高度化に資する研究開発を行う取組は、研究開発・成果利用事業の対象となります。
- 2 また、例えば、鮮度保持技術がこれまでの研究開発によって既に実用化されている場合は、農林漁業者等による加工又は販売への進出の取組に活用することも可能なものとして、この技術を利用して、鮮度保持急速冷凍施設を導入する取組は、研究開発・成果利用事業の対象となります。

【4 その他】

4-①農商工連携法との違いを具体的に教えてください。

- 1 いわゆる農商工連携法は、農林漁業者と中小企業の「双方の経営改善」を目的とするものであるため、両者が連名で「農商工等連携計画」を策定することが必須要件となっています。
- 2 一方、6次産業化法案は、農林漁業者等の「農林漁業経営の改善」を目的とするものであるため、農林漁業者等が「総合化計画」を策定します。すなわち、農林漁業者等だけの取組でも総合化事業の対象となり得ます。
- 3 また、6次産業化法案においては、総合化事業に取り組む農林漁業者等が、必要に応じて、自らの加工又は販売への進出に協力する異業種の民間事業者などを「促進事業者」として総合化計画に位置付けた場合、「促進事業者」も支援措置の対象とすることができることとしていますが、この場合であっても、総合化事業計画の策定主体は、農林漁業者等とすることとしています。
- 4 さらに、6次産業化法案においては、農商工連携法にはない農地法等の手続き簡素化や野菜契約取引の促進のための交付金対象拡大などの特例措置といった支援措置が盛り込まれています。
- 5 また、農商工連携法にはない研究開発・成果利用事業も支援対象としており、農地転用の手続き簡素化、新品種の登録料の減免などの特例措置といった支援措置が盛り込まれています。

4-②6次産業化法案が、中山間地域の振興にどのように役立つのか教えてください。

- 1 中山間地域は、一般的に、面的に規模拡大しにくいというデメリットを有しています。一方で、森林資源などのバイオマス資源、ゆず、じゃばら（香酸かんきつ）、川魚など地域特有の農林水産物を多く有しています。
- 2 中山間地域振興のためには、こうした農山村資源を活用して高付加価値化を進めることが有効であり、これまでも、
 - ① バイオマス利用では、長野県伊那市の木質ペレットなど
 - ② 農産加工では、高知県馬路村のゆずジュース、和歌山県北山村のじゃばらジュースなど
 - ③ 直接販売では、徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」などの優良事例もあります。

- 2 6次産業化法案においては、こうした取組を支援対象とすることから、中山間地域の振興にも活用可能なものとなっています。

4-③やる気はあるけど、どこに相談すればいいのですか。

- 1 6次産業化に対して、やる気のある農林漁業者や異業種の方々が、6次産業化法案はもとより、農商工連携法、地域資源活用促進法等の農山漁村の活性化に資する他の既存の法制度や関連施策について、ワンストップで相談を受けることができる新しい部局や推進体制を地方農政局等ごとに設置する予定です。その際、他省庁の措置や日本政策金融公庫の融資制度についてもご案内できるようにする予定です。
- 2 また、申請は、全国65箇所に設置する予定の地域センターでも受け付けることとしております。
- 3 さらに、都道府県の御理解と御協力を得て、普及指導員による相談体制が構築できるよう、検討を進めていきたいと考えています。

4-④国の認定を受けるメリットはこの法案による支援措置だけですか。

認定を受けた者に対しては、6次産業化法案による支援措置のほか、農林水産省の関連する補助事業の採択が受けやすくなるなどのメリット措置を用意することとしております。